

厚岸町がん予防保健事業条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月26日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町がん予防保健事業条例施行規則の一部を改正する規則

○ 厚岸町がん予防保健事業条例施行規則（平成12年厚岸町規則第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成26年度」を「平成27年度」に、「及び第3項」を「から第4項まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。